

## 災害時における一時避難等の相互利用に関する協定

可児市内にある福祉サービス提供施設（以下「施設」という。）は、災害時における一時避難等の相互利用に関し、施設同士で次のとおり協定（以下、「本協定」という）を締結する。

### （用語の定義）

第1条 本協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- （2）相互利用とは、お互いの施設を一時的に避難するために利用したり、施設に付随する設備や備品等を利用したりすることをいう。
- （3）受け入れ施設とは、他の施設を利用する人を受け入れる施設のことをいう。
- （4）利用施設とは、一時的に避難するために他の施設を利用する施設のことをいう。
- （5）送迎とは、施設利用者を自動車で自宅から施設へ迎えたり、施設から自宅へ送ることをいう。

### （目的）

第2条 本協定は、送迎時に災害が発生した場合に利用者の安全を確保するために、施設の相互利用に関して、必要な事項を定めるものとする。

### （協定施設）

第3条 本協定の締結に同意した施設は、別に定める同意書を可児市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）へ提出する。

- 2 同意書を提出した施設は本協定に基づき、災害が発生した場合には、他施設を相互利用できるものとする。

### （相互利用の内容）

第4条 受け入れ施設は、災害が発生した場合、利用施設の利用者を可能な範囲で受け入れる。設備として利用できる主な内容は、以下のとおりとする。

- （1）利用者が過ごすためのフロアやトイレ等
- （2）連絡を取るためや情報収集するための電話利用等

### （利用期間）

第5条 利用期間は運転手が送迎を継続することが危険と判断した時から、大雨警報が解除される等、利用者が安全に送迎できる状態と利用施設が判断した時までの間とする。

(相互利用の手続き)

第6条 相互利用の手続きは緊急時の対応となるため、その場での申し出により利用できるものとし、特段書類での申し込みを必要としない。

2 利用施設は、利用後速やかに受け入れ施設及び市社協へ報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 施設において、一時的に受け入れたことにより生じた通信費や消耗品等の費用については、原則受け入れ施設で処理するものとする。但し、特別な事情により費用を請求する場合には受け入れ施設と利用施設において協議するものとする。

(名簿の作成)

第8条 本協定に同意した施設の名簿は、市社協において作成する。

(協定の成立)

第9条 市社協は同意した施設に対し、本協定の成立を証するために災害時相互利用施設協定証を交付するものとし、交付した時から効力が発生する。

(協定の期間)

第10条 本協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。但し、期間満了の日(3月31日)の1か月前までに、施設から本協定を解除する旨の申出がない場合には、さらに1年延長するものとし、以後はこの例により処理していくものとする。

2 新規の施設が年次途中で加入した場合は、第8条の協定証を交付したときから当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、その後は同様とする。

(連絡担当者)

第11条 施設は、予め本協定に関する担当者を定めるものとする。

(事務局)

第12条 本協定の取りまとめ等の事務については、市社協で行うものとする。

(補則)

第13条 本協定の運用に必要な事項は、市社協が別に定める。

2 本協定に定めのない事項、または本協定の解釈について疑義が生じた場合には、その都度協議して定める。

附 則

この協定は、平成30年5月28日から施行する。